

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・大空町

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と大空町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
 - （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月22日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

水谷 洋



網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

乙

大空町長

山下 英



別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。	<p>ア. 地域センター病院の維持・充実を図るため、必要な取組を行う。</p> <p>イ. 重症患者を安定的に受け入れるため、24時間体制での休日・夜間当番医療機関を確保する取組を行う。</p> <p>ウ. 甲の郊外地区の地域住民に対し、医療機関での受診機会の確保を図る取組を行う。</p> <p>エ. 乙と連携して、医療関係者との相互理解を深め、二次救急医療体制の維持に必要な課題及び課題解決手法などを見いだし、今後の病院間連携・協力体制等を構築する取組を行う。</p>	<p>ア. 乙の地域基幹病院の維持・充実を図るため、必要な取組を行う。</p> <p>イ. 東藻琴地区にある診療所の維持・充実を図るため、必要な取組を行う。</p> <p>ウ. 重症患者の初期医療（一次医療）を充実させるため、甲の医療機関との連携強化を図る。</p> <p>エ. 甲が行う二次救急医療体制の維持、今後の病院間連携・協力体制等を構築する取組に対し、必要な協力・支援を行う。</p>

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の住民が安心して子どもを産む環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。	<p>ア. 小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制を維持するため、課題解決に必要な協力・支援を行う。</p>	<p>ア. 甲が行う小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための取組に対し、必要な協力・支援を行う。</p>

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、国内の観光客を誘致するため、観光PRなどの取組を行う。</p> <p>イ. 乙と連携して、東アジア圏域からの観光客を誘致するため、チャーター便誘致に向けた観光PRを行うとともに、課題及び解決手法などを見いだし、観光客誘致に向けた取組を行う。</p>	<p>ア. 甲と連携して、国内の観光客を誘致するため、観光PRなどの取組を行う。</p> <p>イ. 甲と連携して、東アジア圏域からの観光客を誘致するため、チャーター便誘致に向けた観光PRを行うとともに、課題及び解決手法などを見いだし、観光客誘致に向けた取組を行う。</p>

(3) 教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、文化・スポーツ等に関するイベント情報の共有などに取り組む。</p>	<p>ア. 乙と連携して、図書館の相互利用を可能とするため、図書貸出カードの発行・登録と施設の提供及び蔵書貸出を行うとともに、インターネットによる蔵書検索システムの維持管理を行う。</p> <p>イ. 文化事業やスポーツ大会等の開催情報を乙に提供するとともに住民に対し、圏域全体の情報を周知する。</p> <p>ウ. 圏域のスポーツ振興や健康づくりを促進するため、乙と連携してスポーツ施設の相互利用を進め、圏域住民の利便性の向上や利用機会の拡大を図る。</p>	<p>ア. 甲と連携して、図書館の相互利用を可能とするため、図書貸出カードの発行・登録と施設の提供及び蔵書貸出を行うとともに、インターネットによる蔵書検索システムの維持管理を行う。</p> <p>イ. 文化事業やスポーツ大会等の開催情報を甲に提供するとともに住民に対し、圏域全体の情報を周知する。</p> <p>ウ. 圏域のスポーツ振興や健康づくりを促進するため、甲と連携してスポーツ施設の相互利用を進め、圏域住民の利便性の向上や利用機会の拡大を図る。</p>

(4) 環境

ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保護活動などに取り組む。</p>	<p>ア. 乙と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を推進し、圏域全体の環境関連活動を支援する。</p> <p>イ. 乙と連携して、圏域内の河川環境と流域環境の保全に努める。</p>	<p>ア. 甲と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を推進し、圏域全体の環境関連活動を支援する。</p> <p>イ. 甲と連携して、圏域内の河川環境と流域環境の保全に努める。</p>

イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>一般廃棄物処理について、広域的な連携構想を含めた基本計画の策定について検討するとともに、生活排水やし尿汚泥の処理に係る施設の維持整備に取り組む。</p>	<p>ア. 乙と連携して、一般廃棄物の処理に関して、施設整備等の基本計画を策定し、循環型社会の構築に向けた広域的な施設整備の構想について検討する。</p> <p>イ. 生活排水を適切に処理するため、下水道の終末処理施設の適切な維持・管理に取り組み、生活排水の受入体制を整える。</p> <p>ウ. し尿汚泥を適切に処理するため、クリーンセンターの適切な維持・管理に取り組み、し尿汚泥の受入体制を整える。</p>	<p>ア. 甲と連携して、一般廃棄物の処理に関して、施設整備等の基本計画を策定し、循環型社会の構築に向けた広域的な施設整備の構想について検討する。</p> <p>イ. 甲が行う下水道の終末処理施設の適切な維持・管理の取組に対し、必要な協力・支援を行う。</p> <p>ウ. 甲が行うクリーンセンターの維持・管理の取組に対し、必要な協力・支援を行う。</p>

(5) 防災

ア 防災対策活動の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>圏域住民の安全を確保するため、消防、救急体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。</p>	<p>ア. 防災意識向上のため、乙と連携して、関係機関による研修会等を実施するとともに圏域住民の意識啓発を行う。</p> <p>イ. 網走地区消防組合及び網走消防署の消防・救急体制を維持・充実させる取組を行う。</p>	<p>ア. 防災意識向上のため、甲と連携して、関係機関による研修会等を実施するとともに圏域住民の意識啓発を行う。</p> <p>イ. 網走地区消防組合及び大空消防署の消防・救急体制を維持・充実させる取組を行う。</p>

(6) 福祉

ア 福祉サービスの向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、福祉サービス従事者の人材育成のため、講習会、資格養成研修を開催するとともに情報提供を行う。</p> <p>イ. 乙と連携して、「保育所の広域入所に関する協定書」に基づき、対象児童の受入れや入所委託を行うとともに入所対象児童等の情報共有を行う。</p> <p>ウ. 乙と連携して、子育て支援センターの充実を図るとともに活動状況などの情報を提供し、交流機会の提供を行う。</p>	<p>ア. 甲と連携して、福祉サービス従事者の人材育成のため、講習会、資格養成研修を開催するとともに情報提供を行う。</p> <p>イ. 甲と連携して、「保育所の広域入所に関する協定書」に基づき、対象児童の受入れや入所委託を行うとともに入所対象児童等の情報共有を行う。</p> <p>ウ. 甲と連携して、子育て支援センターの充実を図るとともに活動状況などの情報を提供し、交流機会の提供を行う。</p>

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官連携等による新たな技術開発に取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、新商品開発、販路拡大、新産業創造に必要な取組を行う。</p> <p>イ. 乙と連携して、圏域内外での物産展や商談会への参加など、販路開拓の活動や支援を行う。</p>	<p>ア. 甲と連携して、新商品開発、販路拡大、新産業創造に必要な取組を行う。</p> <p>イ. 甲と連携して、圏域内外での物産展や商談会への参加など、販路開拓の活動や支援を行う。</p>

イ 水産資源の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
網走湖の有用資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、網走湖の有用資源及び水質環境を把握する調査を実施する。</p> <p>イ. 乙と連携して、網走湖の環境改善対策について、手法を検討するとともに関係機関に必要な働きかけを行う。</p>	<p>ア. 甲と連携して、網走湖の有用資源及び水質環境を把握する調査を実施する。</p> <p>イ. 甲と連携して、網走湖の環境改善対策について、手法を検討するとともに関係機関に必要な働きかけを行う。</p>

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、バス路線等の維持・確保対策に取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、バス路線、鉄道路線を確保するため、公共交通機関に財政支援など必要な取組を行う。</p> <p>イ. 乙と連携して、関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。</p> <p>ウ. 乙と連携して、公共交通の課題について、調査、整理、検証等を行う。</p>	<p>ア. 甲と連携して、バス路線、鉄道路線を確保するため、公共交通機関に財政支援など必要な取組を行う。</p> <p>イ. 甲と連携して、関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。</p> <p>ウ. 甲と連携して、公共交通の課題について、調査、整理、検証等を行う。</p>

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、大都市圏でのプロモーションなど、移住や長期滞在に関するPR活動や情報発信を行う。</p> <p>イ. 民間事業者と連携し、移住や長期滞在者に対する受入体制の充実を図る。</p>	<p>ア. 甲と連携して、大都市圏でのプロモーションなど、移住や長期滞在に関するPR活動や情報発信を行う。</p> <p>イ. 民間事業者と連携し、移住や長期滞在者に対する受入体制の充実を図る。</p>

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。	<p>ア. 乙と連携して、東京農業大学と連携を図り、東京農業大学のセミナー、講演会及びビジネス地域創成塾などの圏域における人材育成の取組を支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。</p> <p>イ. 専門知識を有する人材を招へいし行う講演会や研修会などの開催情報を乙に提供し、乙の住民などが参加する機会を設ける。</p>	<p>ア. 甲と連携して、東京農業大学と連携を図り、東京農業大学のセミナー、講演会及びビジネス地域創成塾などの圏域における人材育成の取組を支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。</p> <p>イ. 専門知識を有する人材を招へいし行う講演会や研修会などの開催情報を甲に提供し、甲の住民などが参加する機会を設ける。</p>

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、合同研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。	<p>ア. 講演会及び職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設けるとともに合同研修を開催する。</p>	<p>ア. 講演会及び職員研修に関する情報を甲に提供し、甲の職員が参加する機会を設けるとともに合同研修を開催する。</p>